

第六號議案 物價騰貴並に労働強化に依る賃金値上げに關する件

仲任勞動組合提出

四

理由

資本家本位のインフレーションと軍事インフレの並用は局部的景氣を煽つて物價を狂騒させたにも關らず軍需工業關係以外の労働者は依然として殺人的不況時代の賃金に釘付けされてゐるのみならず軍需工業の關係工場労働者も收入は増加したとは言へ述々残業、徹夜の労働強化に比して賃金の質的値上げとはなつてゐないのに、獨り生活必需品の物價指數奔騰の重壓を労働階級のみが負擔すべきでない。資本家本位のインフレ、軍需インフレに依つて巨利を博してゐる資本家階級に物質勝負による生活費の加重を緩和すべく本案を提出する。

實行方法

具体的の實行方法に就いては新執行委員會へ一任する。

第七號議案 人夫名義に依る熟練工採用制度打破運動に關する件

製鋼労働組合小倉支部提出

理由

最近積年の殺人不況で失業者が氾濫してゐたのに最近軍事インフレに依つて転換工業が活況を呈しその職工を採用するに當つて失業者中の熟練工を人夫名義に依つて採用し、常備工と何等異なることなき業務に就かせながらも、賃金を極度に切り下げる、且つは解雇傷疾の場合の給付を免かれんとする惡辣なる制度が頻々として行はれてゐるがそれは健康保険法、工場法などを鬼角の抵触ある不完全なる現行法規の精神をすら蹂躪する脱法行為であるが故に徹底的に撲滅する。

實行方法

大會決議を以て、かゝる不正、悪辣なる脱法工場を摘發し代表者を訴して嚴重抗議せしめ、人夫名義の熟練工の即時常備工採用を要求すると共に、警察警察部に對して警告を發して嚴重なる取締りを要求する。その具体的實行案は新執行委員會に立案させる。

第八號議案 男工と同一質量の労働に就く婦人労働者の賃金値上げの件

製鋼労働小倉支都提出

理由

本案は既に國際労働總會に於て決議されてゐるところであるけれども我國に於ては未だ批准されてゐないのであるが、實際問題として機械の發展達は男工を要せず女工を以て男工と同一の業務を完全に遂行せしめ、男工とは比較にならぬ低額の賃金を支拂つて生産性を切り下げる巨利をもさばつてゐるのである。かゝる資本家の專横は斷じて黙過すべからざるところであるが故に本大會の決議を乞ふ次第である。

五